

海 外 出 張 報 告 書

出張目的： IASB 会議（2018 年 6 月）傍聴

日 時： 2018 年 6 月 20 日（火）、21 日（水）

場 所： ロンドン IASB 本部

出 張 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 梶田 幸裕

IASB 会議（2018 年 6 月）傍聴報告

日時：2018 年 6 月 20 日（水）、21 日（木）

スケジュール：別紙を参照

場所：ロンドン IASB 本部

2018 年 6 月 20 日、21 日に、英国ロンドンの IFRS 財団事務所にて、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）のボード会議が開催され、以下の論点が議論された。

- 開示に関する取組み（開示原則、的を絞った基準レベルでの開示のレビュー、「重要性がある」の定義）
- 動的リスク管理
- リサーチ・プログラム：アップデート
- IBOR 改革：リサーチ・プロジェクトの提案
- 基本財務諸表
- 保険契約
- 適用
- イスラム金融協議グループのアップデート
- 共通支配下の企業結合

【6 月 20 日（水）】

開示に関する取組み（開示原則、的を絞った基準レベルでの開示のレビュー、「重要性がある」の定義）（アジェンダ・ペーパー11）

（今回の会議で議論された主な論点）

今回の会議では、次の論点について議論が行われた。

（1）財務報告におけるコミュニケーションの改善のプロジェクトのレビュー

2018 年 2 月のボード会議において、2017 年 3 月に公表したディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み－開示原則」に対するコメントレターとアウトリーチのフィードバックの要約をボードに提出している。ディスカッション・ペーパーに対する回答者の多くは、開示原則プロジェクトと他の IASB のプロジェクトとの間で重複が生じているのではないかなど、各プロジェクトの範囲について懸念を示していた。

このため、2018 年 6 月のボード会議において、当該懸念を解消できるように、

様々な「財務報告におけるコミュニケーションの改善」の各プロジェクト¹の現在の相互関係及び区別についてレビューした。

(2) IASB のためのガイダンス

● 概要

IASB は、2018 年 3 月の IASB ボード会議において、基準レベルのレビュー（本項 (3)「的を絞った基準レベルでの開示のレビュー」を参照）を進めるために、IASB 自身が開示目的及び開示要求の開発及び文案作成に使用するためのガイダンス（以下、「IASB のためのガイダンス」という。）を開発することを暫定決定している。スタッフは、IASB のためのガイダンスを次の 3 つのステップに分けて開発するアプローチを示しており、2018 年 6 月のボード会議では、ステップ 2 について議論を行った。

- ・ ステップ 1：IASB が将来、開示目的をどのように用いるのか（5 月の IASB ボード会議で議論済）
- ・ ステップ 2：開示目的及び開示要求の内容を開発する際に IASB が用いるプロセス
- ・ ステップ 3：IASB がどのように開示目的及び開示要求の文案を作成するか

● 開示要求の開発

① IASB は、将来において開示目的及び開示要求を開発する際に、IFRS タクソノミ・チームのメンバーを IASB の活動中のプロジェクトのそれぞれにアドバイザーの立場に割り当てることについて議論した。IFRS タクソノミ・チームは、プロジェクト・チームが次のことをより良く理解し評価することを支援することに関与すると説明されている。

- a. 現在の開示目的及び開示要求
- b. 現在の開示目的及び開示要求に関して利害関係者が有している問題点
- c. 開示の提案についての潜在的な論点
- d. 開示の提案を IFRS タクソノミに組み込むことができるかどうか
- e. 開示の提案、既存の一般的な報告実務、IFRS 基準及び付属資料（適用ガイダンスや設例など）の間の関係
- f. 開示の提案が「テクノロジーに中立的」であるかどうか
- g. 上記 (a) から (f) すべてに関しての利害関係者のフィードバック

¹ 具体的には、次の項目が当該プロジェクトの範疇となる。

①基本財務諸表、②開示に関する取組み（開示原則、的を絞った基準レベルのレビュー、「重要性がある」の定義）、③経営者による説明、④IFRS タクソノミ

- ② IASB は、開示目的及び開示要求の開発に対する 5 ステップのアプローチを開発することについて議論した。これは、プロジェクトのすべての段階で以下による開示目的及び開示要求の検討を伴うことになる。
- a. ステップ 1 — 論点の理解
 - b. ステップ 2 — 利害関係者が何を望んでいるのか及びその理由の理解
 - c. ステップ 3 — 提案される認識及び測定 of 要求事項を支援するために、どのような開示が必要とされるのかの理解
 - d. ステップ 4 — コスト・便益の分析の実施
 - e. ステップ 5 — 提案される開示目的及び開示要求の影響の理解と文書化

(3) 的を絞った基準レベルでの開示のレビュー

IASB は、2018 年 3 月の IASB ボード会議において、(1)開示に関する要求事項の開発及び文案作成の際に使用する IASB のためのガイダンスを開発すること、(2)基準レベルのレビューの対象として1つ又は2つの基準を選定し(1)において開発した IASB のためのガイダンスを適用してレビューを行うことにより当該ガイダンスをテストすることなどを暫定決定している。

2018 年 6 月のボード会議においては、的を絞った基準レベルのレビューを行う際のレビュー対象基準を選定するための候補基準リストについて議論を行った。スタッフは、レビュー対象基準の候補として、次に記載する 9 つの基準を識別した。

① IAS 基準

- a. IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」
- b. IAS 第 12 号「法人所得税」
- c. IAS 第 16 号「有形固定資産」
- d. IAS 第 19 号「従業員給付」
- e. IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」

② IFRS 基準

- a. IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」
- b. IFRS 第 3 号「企業結合」
- c. IFRS 第 8 号「事業セグメント」
- d. IFRS 第 13 号「公正価値測定」

(4) 「重要性がある」の定義 — プロジェクトの再審議

「重要性がある」の定義及び当該定義の説明パラグラフの修正案を再審議した。

（主な暫定決定事項）

- (1) 財務報告におけるコミュニケーションの改善のプロジェクトのレビュー
IASB は、財務報告におけるコミュニケーションの改善の各プロジェクト間の現在の相互関係及び区別は適切であると暫定的に決定した。
- (2) IASB のためのガイダンス
 - ① IASB は、将来において開示目的及び開示要求を開発する際に、IFRS タクソノミ・チームのメンバーを IASB の活動中のプロジェクトのそれぞれにアドバイザーの立場に割り当てることを暫定的に決定した。この暫定決定は、IASB のためのガイダンス案の一部を構成することになる。ただし、的を絞った基準レベルでの開示のレビューのプロジェクトにおけるテストが条件となる。
 - ② IASB は、開示目的及び開示要求の開発に対する 5 ステップのアプローチをさらに開発することを暫定的に決定した。
- (3) 的を絞った基準レベルでの開示のレビュー
IASB は何も決定を求められなかった。
- (4) 「重要性がある」の定義² — プロジェクトの再審議
IASB は、以下の内容を暫定的に決定した。
 - ① 「重要性がある」の太字の定義に「情報を覆い隠す (obscuring)」という概念を含めること。
 - ② 説明パラグラフにおける「情報を覆い隠す」を説明する文言案を、より明確な記述及び例示で置き換えること。
 - ③ 「重要性がある」の定義における用語法を「財務報告に関する概念フレームワーク」における用語法と合わせること。
 - ④ 「重要性がある」の定義において、「影響を与える可能性がある (could influence)」という用語を「影響を与えると合理的に予想し得る (could reasonably be expected to influence)」に置き換えること。
 - ⑤ IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」における「重要性がある」の定義を、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」における「重要性がある」の定義及び説明パラグラフへの参照に置き換えること。
 - ⑥ 修正の発効日を 2020 年 1 月 1 日以後開始する事業年度とし、早期適用を認めること。

² 2017 年 9 月に公表された公開草案『「重要性がある」の定義』（IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の修正案）において、「重要性がある」とは次のように定義されることが提案されている。

「情報は、それを省略したり、誤表示したり覆い隠したりしたときに、特定の報告企業の一般目的財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性がある。」

⑦ 現時点で、以下に関するフィードバックに対応する追加的な行動は取らないこと。

- a. 「immaterial」及び「not material」という用語の使用
- b. IFRS 基準における「重要性がある」という用語のさまざまな使用
- c. 重要性の実務記述書のどこかの部分を IAS 第 1 号又は「概念フレームワーク」に組み込むこと（参照を通じての組込を含む）

（今後の予定）

IASB は、的を絞った基準レベルでの開示のレビューに関してどの基準を選択すべきか、及び IASB が開示要求の開発及び文案作成の際に使用するためのガイダンスについての議論を今後の会議で継続する予定である。

動的风险管理（アジェンダ・ペーパー4）

（背景）

IASB は、2010 年後半から、動的に管理されるポートフォリオに対して、現行のヘッジ会計の要求事項を適用することの困難さを踏まえ、動的风险管理（以下、「DRM」という。）の会計処理について検討を行うリサーチ・プロジェクトを進めている。IASB は、2014 年 4 月にディスカッション・ペーパー「動的风险管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」を公表したものの、2015 年 7 月の IASB ボード会議において、2 回目のディスカッション・ペーパーの公表を目標とすることを暫定的に決定している。

2018 年 3 月の IASB ボード会議では「目標プロファイル」（資産プロファイルを構成する資産から生じるキャッシュ・フローに関する望ましいプロファイル。経営者の金利リスク管理によって決定される。）の基本的な考え方について議論がなされ暫定的に決定されている。そのうえで、4 月の IASB ボード会議において、目標プロファイルの中の適格要件及びモデルの動的性質について議論がなされ、今後は、DRM の目的で使用されるデリバティブ金融商品について議論し、業績評価に関する議論を開始することが予定されていた。

（今回の会議で議論された主な論点）

IASB は、次の論点について議論した。

- (1) DRM プロジェクトの第 1 フェーズで扱われるデリバティブ金融商品
- (2) 財務業績

（主な暫定決定事項）

- (1) DRM プロジェクトの第 1 フェーズで扱われるデリバティブ金融商品

IASB は、DRM プロジェクトの第 1 フェーズにおいて DRM のためにヘッジ手段として使用される可能性のあるデリバティブ金融商品とそれらのデリバティブの指定及び指定解除について議論した。IASB は次のことを暫定的に決定した。

- ① DRM モデルは、先渡し金利契約に加えて、金利スワップ（ベシス・スワップ及び先日付スタートのスワップを含む）の使用を認めるべきであること。
- ② オプションについては、受け取るフィードバックに応じて、モデルの第 2 フェーズで検討すること。
- ③ DRM モデルは、デリバティブの正式な指定及び文書化を要求すべきであること。
- ④ DRM モデルは、すべての指定されるデリバティブが報告企業の外部の相手先を有することを要求すべきであること。

(2) 財務業績

IASB は、DRM 会計モデルの文脈での財務業績計算書で提供する情報及び開示で提供する情報についての議論を開始し、次のことを暫定的に決定した。

- ① 完全な一致（perfect alignment）が達成されるのは、資産プロファイルが、指定されたデリバティブとの関連で、目標プロファイルに等しい場合であること。
- ② 純損益計算書で報告される成果は、完全な一致の場合の企業の目標プロファイルを反映すべきであること。繰延べと組替えは、純損益計算書が企業の目標プロファイルを反映することを DRM 会計モデルが確保する仕組みである。
- ③ 組替えは、目標プロファイルの期間にわたり、資産プロファイルとの関連で、純損益計算書において報告される成果が、企業の目標プロファイルを反映するように行うべきであること。
- ④ DRM 会計モデルを適用するために、企業は継続的な経済的関係の存在を立証しなければならないが、当該モデルにおいて数値規準によるテストを提案しないこと。さらに、IASB はスタッフに、「経済的関係」という用語をさらに詳述して、DRM 会計モデルに「より適切な一致（better alignment）」以上のものを要求する旨を定めるよう指示した。
- ⑤ 企業が DRM 会計モデルの中止を選択し、指定された資産及び負債からのキャッシュ・フローが依然として存在し、かつ、将来の取引が依然として発生すると見込まれる場合には、その他の包括利益に認識された金額は、目標プロファイルの存続期間にわたり、資産プロファイルとの関連で、純損益計算書で報告される成果が企業の目標プロファイルを反映するように、振り替えるべきであること。

組替えは目標プロファイルの期間にわたり行うべきであるという原則に関して、IASB は、デリバティブの契約上の満期を過ぎた後に金額を繰り延べることができるかどうかを質問した。この提案されたメカニズム（デリバティブに関する額面

回帰効果に、金利発生計上の純損益計算書への振替を組み合わせたもの）は、デリバティブの契約上の満期より後には繰り延べられる残高がないことを確保する。

（今後の予定）

今後の会議で、IASB は DRM 会計モデルの文脈での業績について議論を継続する予定である。

リサーチ・プログラム：アップデート（アジェンダ・ペーパー8）

（今回の会議で議論された主な論点）

IASB は、2018 年 2 月以降のリサーチ・プログラムの進展についてのアップデートを受け、次の 3 つの項目について紹介された。

- （1）考えられ新しいリサーチ・プロジェクト — IBOR 改革と財務報告への影響
- （2）IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS11 号「共同支配の取決め」及び IFRS12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー
- （3）コモディティ・ローン及び関連する取引

IASB は何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は、3 か月後又は 4 か月後に、リサーチ・プログラムに関しての次回のアップデートを受ける予定である。

IBOR 改革と財務報告への影響（アジェンダ・ペーパー19）

（今回の会議で議論された主な論点）

IASB は、銀行間金利（IBOR）の改革とそれが財務報告に与える影響についてのリサーチ・プロジェクトに関する提案について議論した。

IASB は、IBOR 改革の緊急性に留意し、このトピックに関するリサーチ・プロジェクトをアクティブ・リサーチ・アジェンダに追加することを決定した。

（今後の予定）

IASB は、本プロジェクトの予備的な発見事項について今後の会議で議論する。

【6 月 21 日（木）】

基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

（背景）

IASB は、基本財務諸表に関して、財務業績の計算書の構成、財政状態計算書及びキャッシュ・フロー計算書の変更の必要性を検討して、ディスカッション・ペーパー又は公開草案を公表するためのリサーチ・プロジェクトを進めている。2018 年 4 月までの IASB ボード会議での検討を踏まえて、本プロジェクトの範囲に含まれる他のトピックについて議論を継続する予定とされていた。

（今回の会議で議論された主な論点）

今回の会議では次のことについて議論した。

- (1) 非金融機関に関するこれまでの IASB の暫定決定を、金融機関に対してほとんど又は全く変更することなく適用し得るプロジェクト領域の分析。

これには、以下に関する決定が含まれる。

- ① 経営者業績指標
- ② 集約及び分解表示
- ③ その他の包括利益

- (2) これまでの非金融機関に関する暫定決定について、金融機関に適用するに際して修正が必要となるプロジェクト領域の分析。

これには、以下に関する決定が含まれる。

- ① 財務及び法人所得税前利益
- ② 投資から生じる収益及び費用
- ③ キャッシュ・フロー計算書

- (3) また、金融機関のサンプルについての報告実務に関するリサーチの要約が示された。

（主な暫定決定事項）

IASB は何も決定を求められなかった。

保険契約（アジェンダ・ペーパー2）

（背景及び今回の会議で議論された主な論点）

IASB は、IFRS 第 17 号「保険契約」（以下、「IFRS 第 17 号」という。）の導入を支援す

るための作業（IFRS 第 17 号に関する移行リソース・グループの会議を含む。）を行っている。この結果として、IFRS 第 17 号において IASB の意図を達成していない軽微な事実気付、当該内容の修正を IASB による IFRS 基準の年次改善の一部として取り扱うことについて議論した。

（主な暫定決定事項）

（1）カバー単位に係るもの

直接連動有配当保険契約についてのカバー期間の定義の明確化（直接連動有配当保険契約において、企業が投資関連サービスを提供する期間がカバー期間に含まれることを明確化する。）を提案することを暫定的に決定した。この修正案は、そうした契約についてのカバー期間は企業が投資関連サービスを提供する期間を含むことを明確化するものとなる。

（2）（1）以外の文言上の軽微な修正

IFRS 第 17 号（及び IFRS 第 17 号により修正された他の基準）の文言上の軽微な修正を提案することを暫定的に決定した。

（今後の予定）

IASB は、次回の IFRS の年次改善の公表において、これらの修正を提案する。IASB は IFRS 第 17 号についての議論を今後の IASB ボード会議で継続する。

適用（アジェンダ・ペーパー12）

（背景及び今回の会議で議論された主な論点）

IASB は、IFRIC 第 14 号「IAS 第 19 号—確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」の修正案に関して行われた作業のアップデートを受け、このプロジェクトの次のステップについて議論した。

（主な暫定決定事項）

今回の会議では、何も決定は行われなかった。

（今後の予定）

IASB は、今後の会議で議論を継続する。

イスラム金融協議グループのアップデート（アジェンダ・ペーパー28）

（概要）

IASB は、2018 年 3 月にドバイで開催されたイスラム金融協議グループの会議に関するアップデートを受けた。今回の会議では、何も決定は行われなかった。

共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23）

（背景）

共通支配下の企業結合プロジェクトに関して、2018 年 2 月までの IASB ボード会議では、本プロジェクトの範囲及び本プロジェクトの範囲に含まれる取引の分析における出発点として IFRS 第 3 号「企業結合」で示されている取得法を使用することが暫定決定されている。また、2018 年 4 月及び 5 月に開催された IASB ボード会議では、非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合の会計処理方法についての議論がなされている。

（今回の会議で議論された主な論点）

4 月及び 5 月になされた議論を継続しており、非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合についての現在価額アプローチに係る議論がなされている。

（主な暫定決定事項）

IASB は、IASB スタッフに対して IFRS 第 3 号「企業結合」に示された取得法に基づくアプローチを開発し、非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合に関して最も有用な情報を提供するように取得法を修正すべきかどうか及びどのように修正すべきかを検討するよう指示した。考えられる修正には、受入企業が次のうち 1 つ又は複数を行うという要求事項が含まれる可能性がある。

- (1) 追加的な開示を提供する。
- (2) 取得した識別可能な純資産の超過額を、利得として認識せずに、資本への拠出として認識する。
- (3) 超過対価をのれんの当初測定に黙示的に含めるのではなく、資本からの分配として認識する。この超過額の測定は、例えば、取得した事業の公正価値との比較（アジェンダ・ペーパーでは「シーリング・アプローチ」と呼んでいる）又は IAS 第 36 号「資産の減損」における減損テストの仕組みの適用（アジェンダ・ペーパーでは「改訂シーリング・アプローチ」と呼んでいる）によって行うことが考えられる。

また、IASB は「全面公正価値アプローチ」を追求しないことを暫定決定した。このアプローチでは、受入企業は次のものを認識することになる。

- (1) 資本への拠出又は資本からの分配（移転した対価の公正価値と取得した事業の公正価値との間の差額として測定）
- (2) のれん（取得した事業の公正価値が、取得した識別可能な純資産を超過する額として測定）

（今後の予定）

本プロジェクトの範囲に含まれる取引に係る会計処理について、今後の IASB ボード会議で引き続き検討する予定である。

以 上

別紙 1 スケジュール

6 月 20 日（火）

時間（予定）	アジェンダ項目
9:00-10:30	開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）（予定 90 分→125 分）
10:30-10:45	休憩
10:45-12:15	開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）（予定 90 分→40 分）
12:15-13:15	昼食
13:15-15:15	動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）（予定 120 分→90 分）
15:15-15:30	休憩
15:30-16:00	リサーチ・プログラム：アップデート（アジェンダ・ペーパー8）（予定 30 分→15 分）
16:00-16:30	IBOR 改革：リサーチ・プロジェクトの提案（アジェンダ・ペーパー19）（予定 30 分→15 分）

6 月 21 日（水）

時間（予定）	アジェンダ項目
9:00-10:30	基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）（予定 90 分→150 分）
10:30-10:45	休憩
10:45-11:45	保険契約（アジェンダ・ペーパー2）（予定 30 分→40 分）
11:45-12:15	適用（アジェンダ・ペーパー12）（予定 30 分→20 分）
12:15-12:30	イスラム金融協議グループのアップデート（アジェンダ・ペーパー28）（予定 30 分→15 分）
12:30-13:15	昼食
13:15-14:45	共通支配下の取引（アジェンダ・ペーパー23）（予定 45 分→100 分）

以 上

プロジェクト 開示に関する取組み：的を絞った基準レベルのレビュー

項目 レビュー対象基準の選定

本資料の目的

1. 2018 年 6 月の国際会計基準審議会（IASB）ボード会議では、開示に関する取組みに関連して、的を絞った基準レベルのレビューを行う際のレビュー対象基準を選定するための候補基準リストについて議論が行われる予定である。
2. また、同様の議論が2018年7月開催の会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)会議において行われることが予定されている。
3. このため、本資料は、2018 年 6 月の IASB ボード会議及び 2018 年 7 月の ASAF 会議における当該リストに関する IASB スタッフの分析を示した上で、2018 年 7 月開催の ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案をご説明することを目的としている。

的を絞った基準レベルのレビューの進め方

4. IASB は、2018 年 3 月の IASB ボード会議において、的を絞った基準レベルのレビューを行うことを暫定決定した。IASB は、次の手順で基準レベルのレビューを行うとしている。
 - (1) 開示に関する要求事項の開発及び文案作成の際に IASB が使用するためのガイダンス（以下「IASB のためのガイダンス」という。）を開発する。
 - (2) 基準レベルのレビューの対象として 1 つ又は 2 つの基準を選定する。
 - (3) 上記(2)で識別した基準に対し、上記(1)において開発したガイダンスを適用してレビューを行うことにより当該ガイダンスをテストする。
 - (4) レビューの結果、上記(2)で識別された基準に対する修正が必要と認められた場合には、公開草案を公表してフィードバックを求める。
5. 2018 年 6 月の IASB ボード会議は、前項(2)における基準の選定に関して、次の点を目的として議論が行われる予定であり、意思決定を行うことは求められていない。

- (1) 本資料の第 6 項に示す諮問グループの会議が開催される前にボードメンバーに情報を提供すること
 - (2) 基準レベルのレビューの対象となる基準を選定する前に、追加的な分析に関する意見や助言をスタッフに伝えるための機会をボードメンバーに対して与えること
6. IASB スタッフは、2018 年 6 月の IASB ボード会議の議論に加えて、次の会議における議論の結果を踏まえて、2018 年 7 月の IASB ボード会議においてレビュー対象基準の選定に関する意思決定を行う予定であるとしている。
- (1) 2018 年 6 月の世界作成者フォーラム (GPF)・資本市場諮問委員会 (CMAC) 合同会議
 - (2) 2018 年 7 月の ASAF 会議

候補基準リストに関する IASB スタッフの分析

7. IASB スタッフは、レビューの対象となる基準を選定するにあたっては、次に記載するレビューの目的を踏まえるべきであると考えている。
- (1) 選定された基準の開示目的及び開示要求を改善すること
 - (2) IASB のためのガイダンスをテストし、改善すること。このため、IASB スタッフは、選定された基準が開示原則プロジェクトにおいて識別された幅広い開示上の論点に関連するものであることが重要であると考えている。
8. IASB スタッフは、レビューの対象となる基準の候補リストを作成するために、開示原則プロジェクトにおける次のフィードバックに関する検討を行った。
- (1) IASB のディスカッション・ペーパー「開示に関する取組みー開示原則」(以下「開示原則 DP」という。)に対して寄せられたフィードバック
 - (2) 財務諸表利用者とのアウトリーチにおいて寄せられたフィードバック
 - (3) ASAF 会議及び GPF 会議を含む IASB の諮問グループの会議において寄せられたフィードバック
9. IASB スタッフは、前項に記載したフィードバックを踏まえて、レビュー対象基準の候補として、次に記載する 9 つの基準を識別した。IASB スタッフは、IASB が当該 9 つの基準をレビューの候補として考えるべきであるとしている。

(1) IAS 基準

- ① IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」
- ② IAS 第 12 号「法人所得税」
- ③ IAS 第 16 号「有形固定資産」
- ④ IAS 第 19 号「従業員給付」
- ⑤ IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」

(2) IFRS 基準

- ① IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」
- ② IFRS 第 3 号「企業結合」
- ③ IFRS 第 8 号「事業セグメント」
- ④ IFRS 第 13 号「公正価値測定」

10. なお、IASB スタッフは、次に記載する最近公表された基準等（今後適用予定又は適用開始直後の基準等）、及び数年以内に適用後レビュー（PIR）の実施が予定されている基準については候補基準リストから除外したとしている。

(1) 最近公表された基準

- ① IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」
- ② IFRS 第 16 号「リース」
- ③ IFRS 第 7 号「金融商品：開示」¹

(2) 数年以内に適用後レビュー（PIR）の実施が予定されている基準

- ① IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」
- ② IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」

11. IASB スタッフは、本資料の第 9 項に記載した候補基準リストについて、本資料の第 8 項に示したフィードバックにおいて指摘されていた開示上の論点を次の

¹ IASB スタッフは、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」は適用開始直後ではないものの、密接に関連する基準である IFRS 第 9 号「金融商品」が 2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用されているため除外したとしている。

ように 4 つにカテゴリーに区分した。なお、リストに記載された基準と次のカテゴリーとの関係について、後述する本資料の第 12 項に記載している。

(1) カテゴリーA：開示目的に関連する論点（開示目的の欠如又は不足等）

(2) カテゴリーB：開示の要求事項に関連する論点

B1：複数の開示の要求事項において要求されている情報が重複している。

B2：開示の要求事項が冗長又は過剰である。

B3：作成にコストがかかる。

B4：有用性がない。

B5：開示の要求事項が欠如している又は不完全である。

B6：開示の要求事項の理解が困難である。

(3) カテゴリーC：開示の要求事項の規定ぶりに関連する論点（例えば、規範的な文言（「開示しなければならない」及び「最低限」など）が使用されている、又は開示を「奨励する（encourage）」旨の文言が使用されているなど。）

(4) カテゴリーD：財務諸表において提供される情報の十分性に関連する論点（例えば、財務諸表において提供される情報が不十分若しくは過剰、又はボイラープレートであるなど。）

12. IASB スタッフは、候補基準と本資料の第 11 項に示したカテゴリー別の論点との関係を次のように示している。

カテゴリー	論点	IFRS 2	IFRS 3	IFRS 8	IFRS 13	IAS 7	IAS 12	IAS 16	IAS 19	IAS 21
A	開示目的に関連する論点 ²		✓		✓	✓				
B	開示の要求事項に関連する論点									
B1	重複				✓	✓			✓	
B2	冗長	✓	✓		✓				✓	
B3	作成コスト		✓		✓					
B4	有用でない				✓	✓			✓	
B5	不完全	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	
B6	理解が困難			✓	✓		✓		✓	
C	開示の要求事項の規定ぶりに関連する論点 ³	✓	✓		✓	✓	✓			
D	財務諸表において提供される情報の充分性に関連する論点	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓

² 検討対象の IAS 基準のほとんどは、開示目的を含んでいない（ただし、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」及び IAS 第 19 号「従業員給付」は、特定の開示の要求事項について開示目的を含んでいる。）。検討対象のすべての IFRS 基準は、開示目的を含んでいる。

³ 開示原則 DP への回答者は、基準を特定していない回答も含め、複数の基準にわたり規範的な文言が使用されていることが開示の問題点につながっていると考えていた。

ASAF メンバーへの質問事項

13. ASAF メンバーへの質問事項は、次のとおりである。

本資料の第 9 項に記載した候補基準リストのうち、基準レベルのレビューの対象として IASB はどの 1 つ又は 2 つの基準を選定すべきと考えるか。

ASBJ 事務局の発言案

(基準レベルのレビュー対象となる基準の数)

14. 基準レベルのレビューの対象となる基準の数を 1 つ又は 2 つに限定してしまうと、IASB のためのガイダンスの効果を評価することは難しくなるのではないかと、開発したガイダンスを様々な基準に適用することによってフィードバックを入手し、ガイダンスの改善を図るべきである。

(フィードバックの区分及び分析方法)

15. IASB スタッフは、開示原則プロジェクト等において得られたフィードバックを踏まえて候補基準リストを識別し、各基準と 4 つのカテゴリーの論点との関係を示しているものの、候補基準リストの策定にあたり IASB スタッフ独自の分析及び評価は行っていない。IASB は、利害関係者の意見を踏まえることも重要であるが、自ら分析及び評価を行い、的を絞った基準レベルのレビューにおいて対処すべき問題やその優先順位、又は改善のニーズが大きい基準が何かなどについて、IFRS 基準の設定主体として責任をもって分析結果を示すべきである。
16. IASB スタッフの提示するカテゴリーD は、会計基準を適用した結果として財務諸表の開示の有用性に疑問があるというものであり、その原因となるカテゴリーA～C とは分けて考えるべきである。IASB は、財務諸表において提供される情報の有用性に問題があるというフィードバックに対し、その要因を深掘りして示すべきである。

(基準レベルのレビューの対象となる基準の選定)

17. 基準レベルのレビューの対象となる基準を選定するにあたっては、財務諸表において提供される情報が不十分となる要因を洗い出し、優先順位を付けて対処すべきである。我々は、開示目的の欠如又は不足(カテゴリーA)、開示の作成コスト(カテゴリーB3)、開示要求の有用性(カテゴリーB4)、開示要求の完全性(カテゴリーB5)及び開示要求の理解可能性(カテゴリーB6)が基準設定における本

質的な課題であることから他のカテゴリーの内容よりも優先順位が高いと考えている。

18. この点、IFRS 第2号「株式に基づく報酬」（以下「IFRS 第2号」という。）では、各報酬契約について詳細な説明が求められているため、複数の報酬制度を導入している企業の開示が機械的に増加してしまい、作成コスト及び有用性に懸念が生じ得るものと我々は考えている。
19. また、IAS 第19号「従業員給付」（以下「IAS 第19号」という。）については、特に将来予測的情報に関する開示について、作成コスト及び有用性に懸念が認められるものと我々は考えている。
20. IFRS 第7号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第7号」という。）については、IFRS 第9号「金融商品」（以下「IFRS 第9号」という。）が強制適用された直後であることを理由として候補基準リストから除外されている。しかし、IFRS 第7号には IFRS 第9号の強制適用前から求められている要求事項も含まれており、その中には金融商品から生じるリスクに関する開示のように、作成コスト、有用性及び理解可能性に関して懸念が認められる要求事項も存在するものと我々は考えている。このため、IFRS 第7号を候補基準リストから除外すべきという IASB スタッフの考えには反対する。
21. これらを踏まえ、我々は少なくとも IFRS 第2号、IAS 第19号及び IFRS 第7号をレビュー対象基準として選定すべきであるものとする。

ディスカッション・ポイント

レビュー対象基準を選定するための候補基準リストについての IASB スタッフの分析及び ASBJ 事務局の発言案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上